

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 旧 A	旧 新 別
三郷市前間字大月一三五番地先か ら三郷市前間字大月三四四番五地 先まで		三郷市小谷堀字大月通一一七番一 地先から三郷市小谷堀字大月通三 四六番一地先まで	区 間
二四・〇九ゝ 四八・八七	一五・〇五ゝ 四八・八七	一〇・六三ゝ 一四・八二	敷地の幅員 (メートル)
二九一・〇九		四四八・一二	延 長 (メートル)
		平成二十九年三月十四日付け埼玉県 越谷県土整備事務所長告示第五号で 告示した道路予定区域の一部変更で ある。	備 考